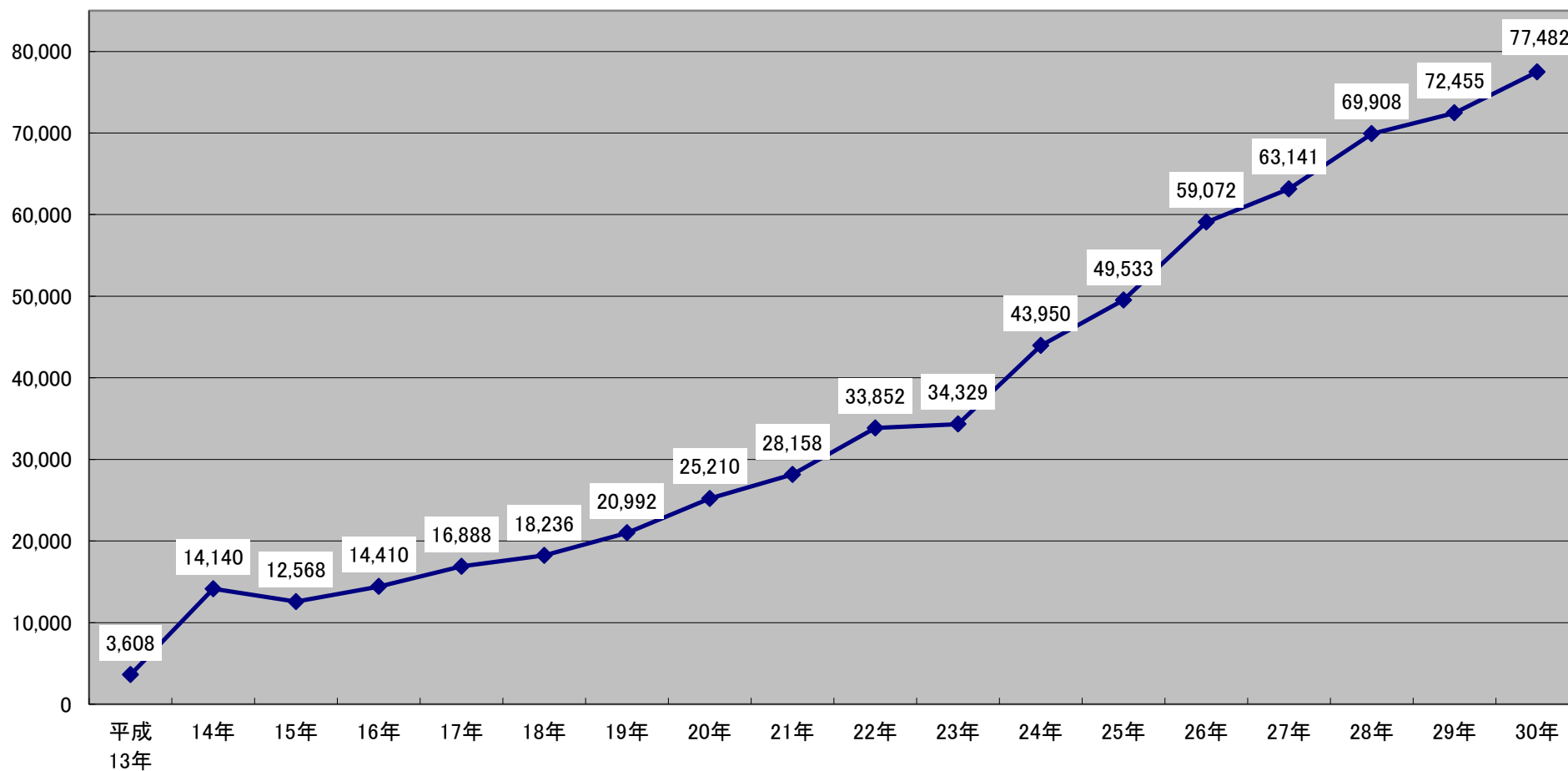


配偶者からの暴力事案等の相談等状況の推移(全国)

相談等の件数は毎年増えており、平成30年には法施行後最多の件数となった。

(件)

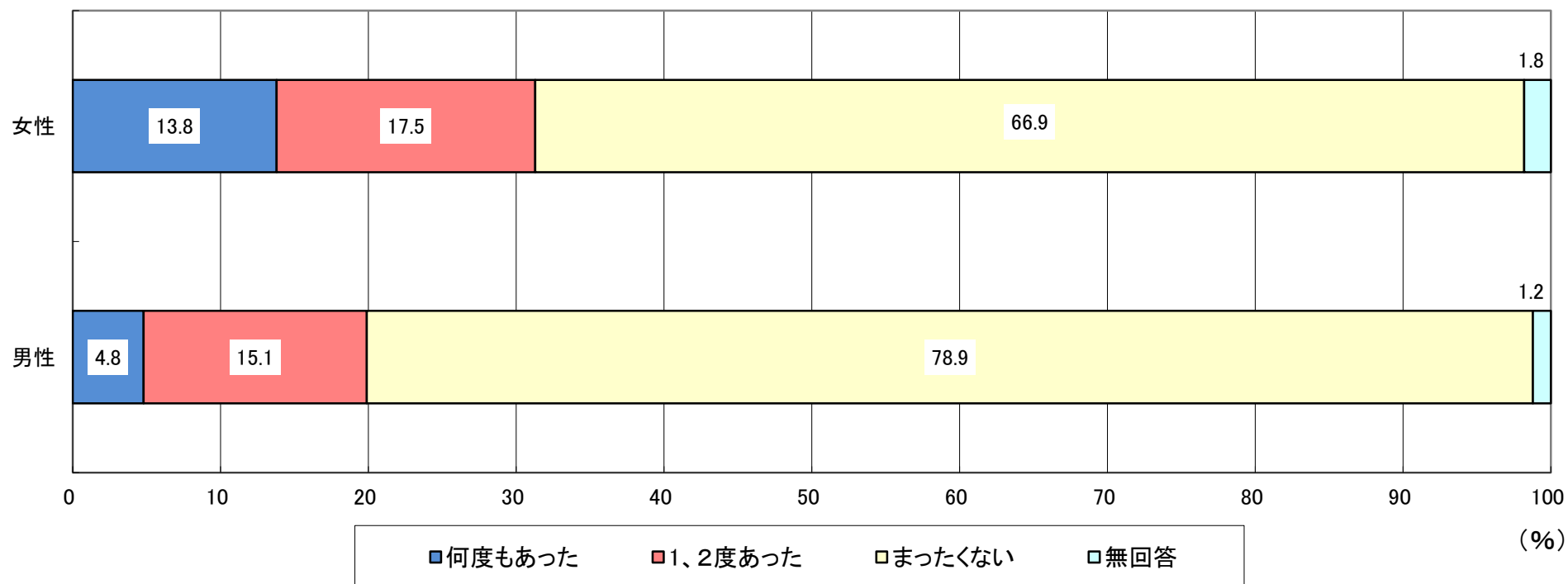


資料：警察庁資料による。配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数。

注) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の件数。その後法改正により、離婚後引き続き暴力を受けた事案、生命等に対する脅迫を受けた事案、生活の拠点を共にする交際相手からの暴力事案も含めた件数。

配偶者からの被害経験の有無(全国)
**(配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも
 受けたことのある人の割合)**

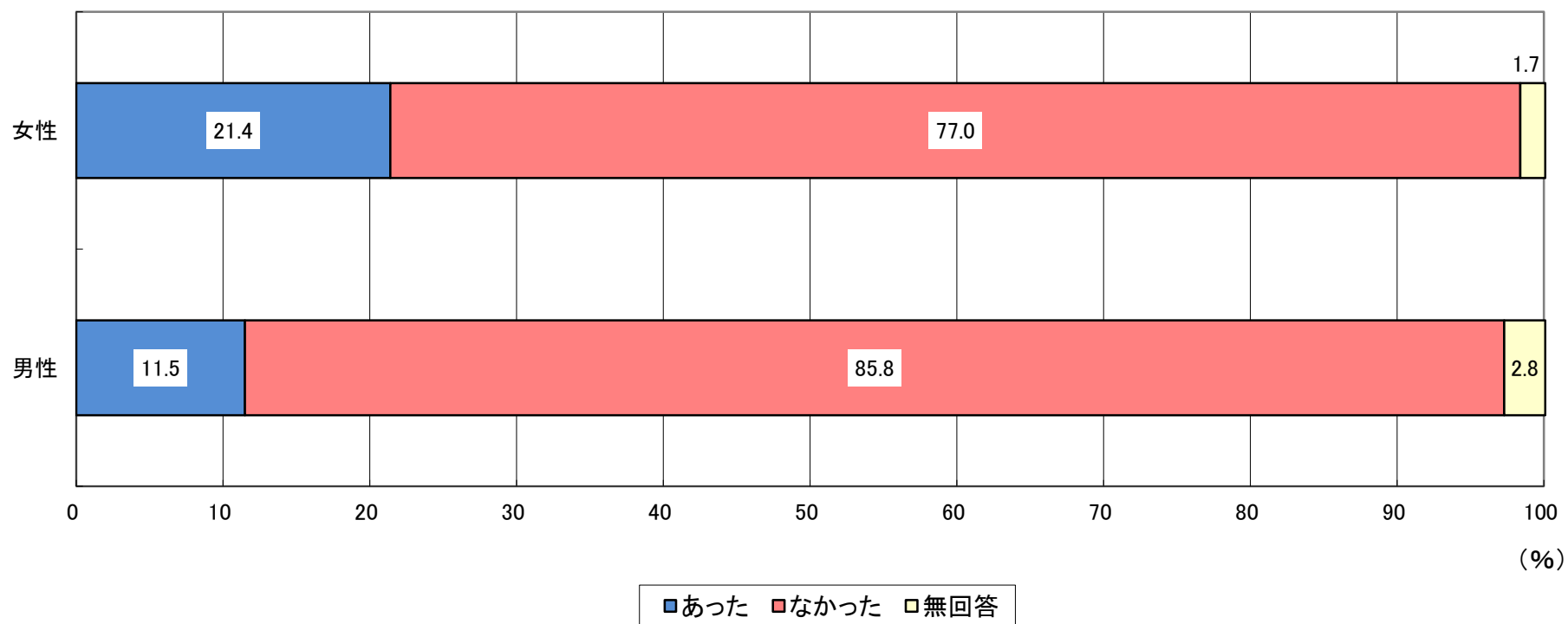
配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある女性は、「何度もあった」、「1, 2度あった」をあわせて31.3%にのぼり、女性の約3人に1人が配偶者から暴力を受けた経験がある。一方、配偶者からの暴力被害の経験がある男性は、「何度もあった」、「1, 2度あった」をあわせても19.9%にとどまる。



資料: 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成29年調査)による。

交際相手からの被害経験の有無(全国)
 (交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある人の割合)

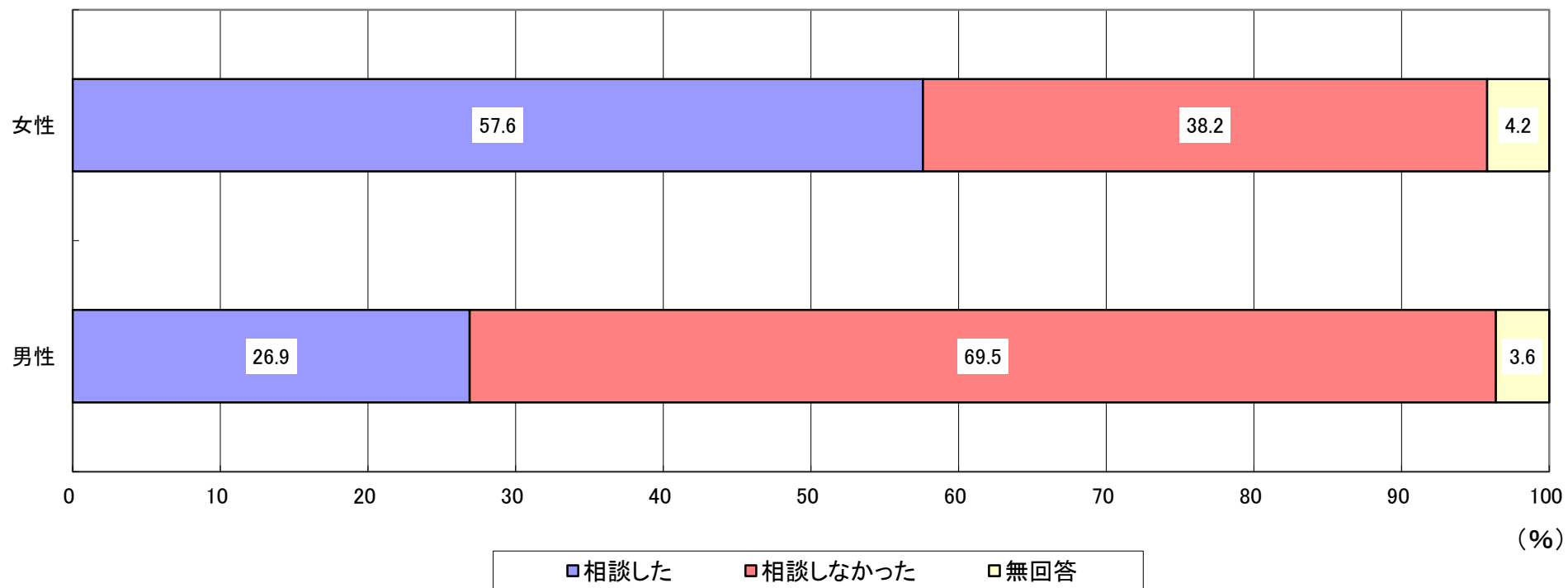
交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことのある人は、女性では5人に1人なのに対し、男性は10人に1人とどまっている。



資料: 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成29年調査)による。

配偶者からの被害の相談の有無(全国)

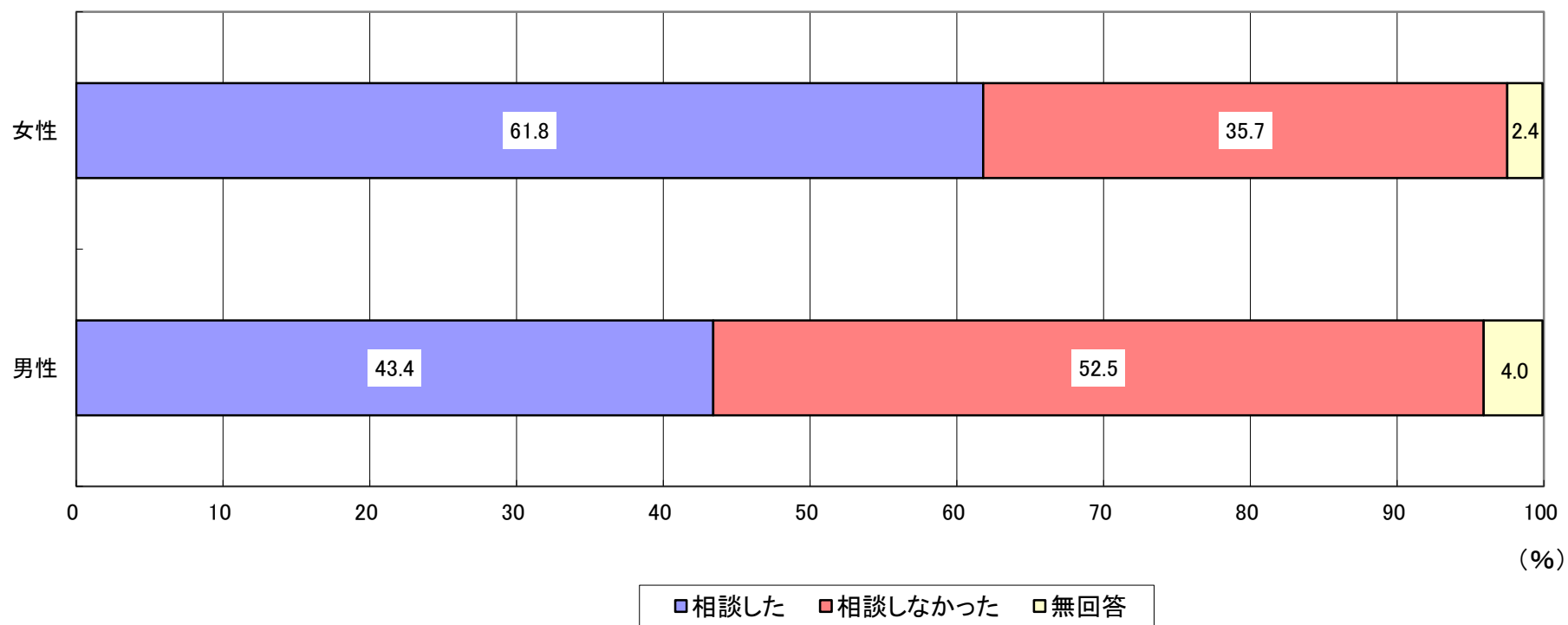
被害を受けた女性の約4割、男性の約7割はどこにも相談していない。



資料: 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成29年調査)による。

交際相手からの被害の相談の有無(全国)

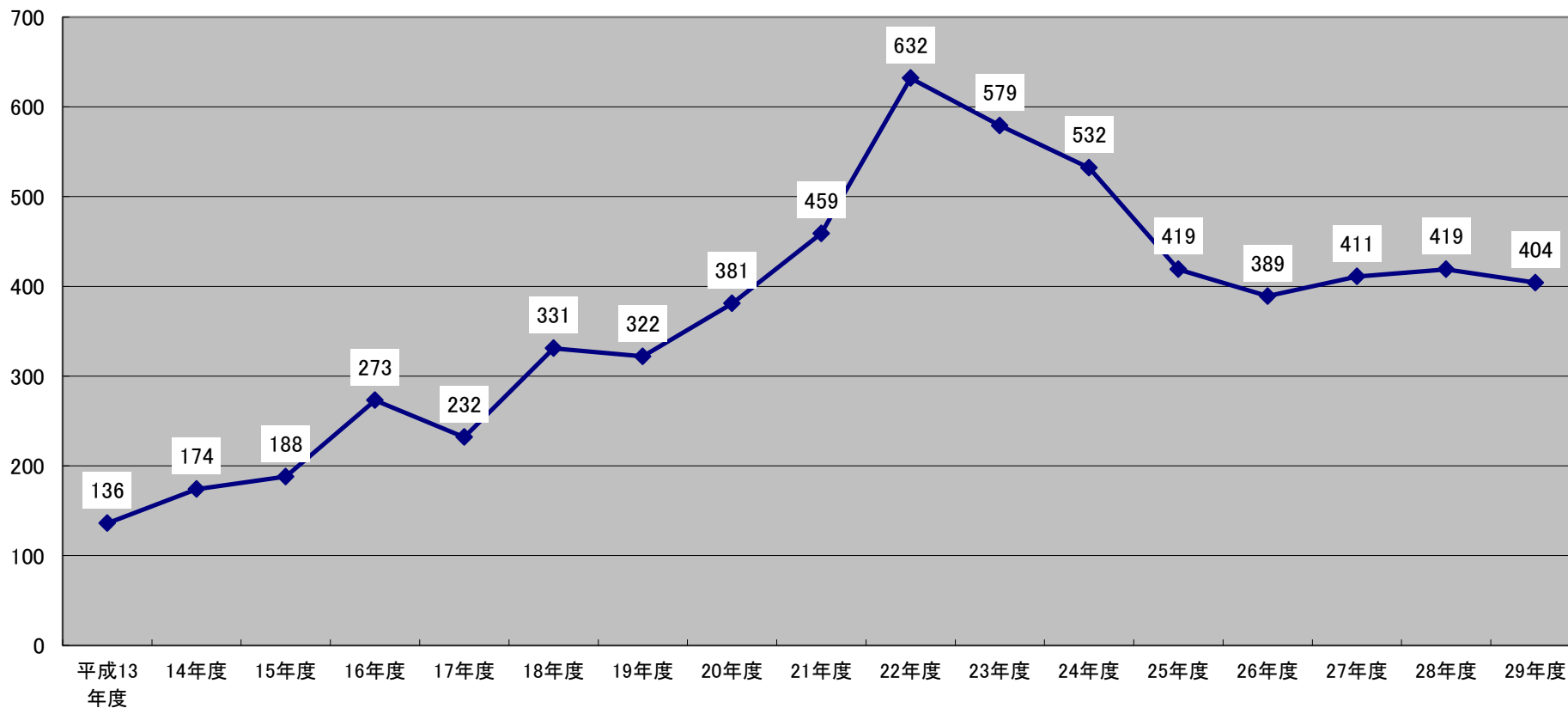
被害を受けた女性の約4割、男性の半数以上がどこにも相談していない。



資料: 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成29年調査)による。

女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるDVに関する相談件数の推移 (高知県)

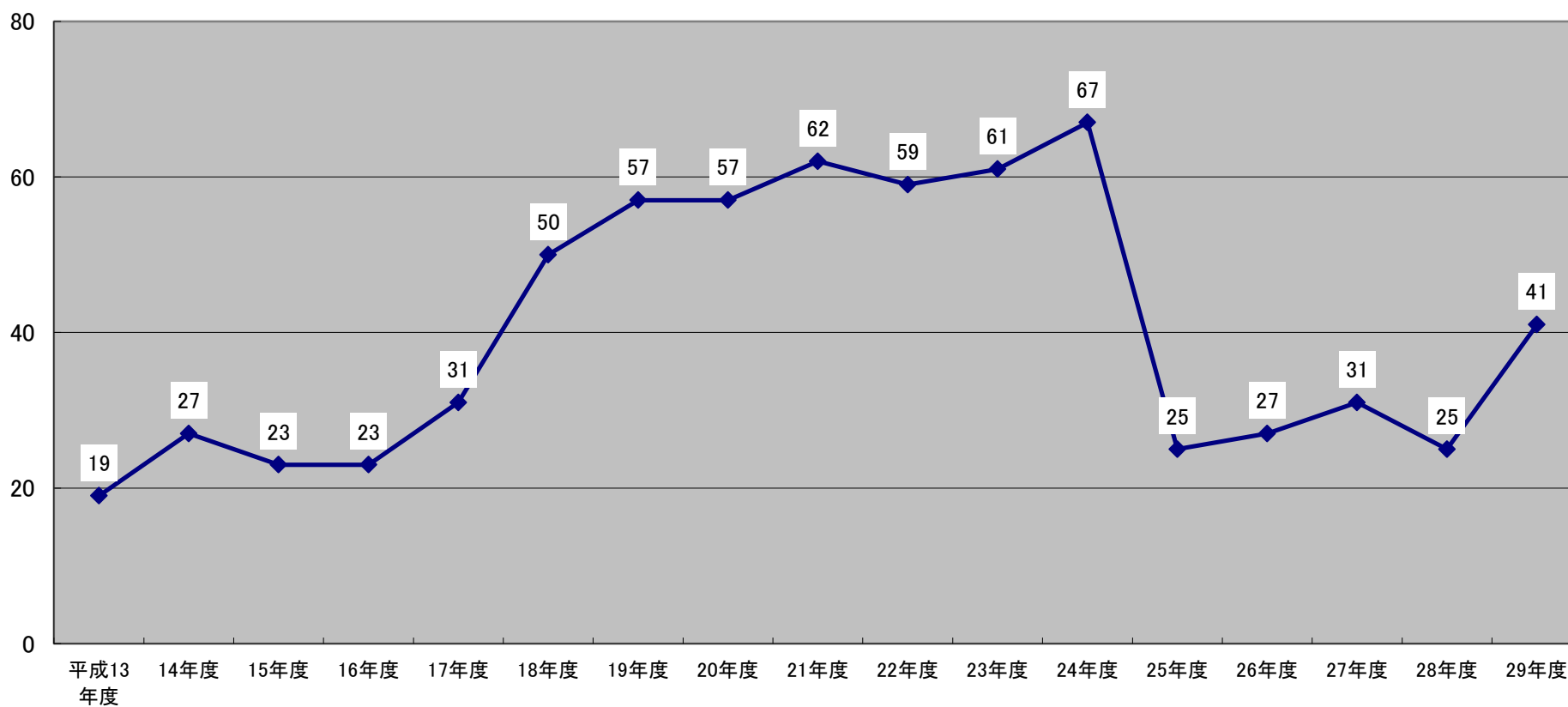
(件) 本県の女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)に寄せられたDVに関する相談件数は、平成22年度までは増加傾向にあり、632件にものぼったがその後は減少。平成26年度から再び微増傾向にあったが、29年は減少となった。



資料:高知県女性相談支援センター資料による。

女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)における DVを原因とする一時保護件数の推移(高知県)

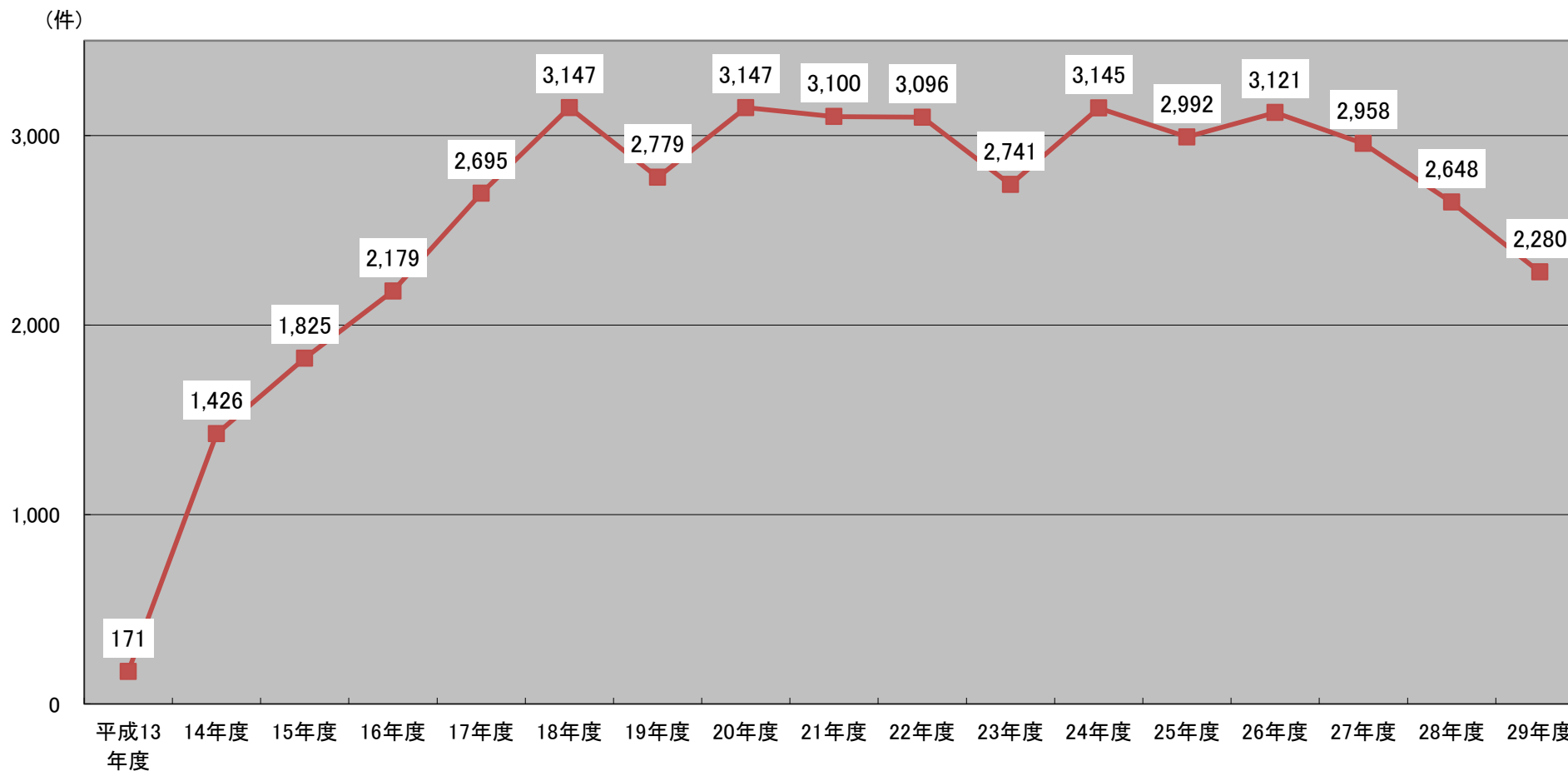
(件) 女性相談支援センターにおけるDVを原因とする一時保護の件数は、平成24年度までは増加傾向にあったものの、平成25年度から急激に減少していたが29年には再び増加に転じた。



資料:高知県女性相談支援センター資料による。

裁判所におけるDVに関する保護命令事件の受理件数の推移(全国)

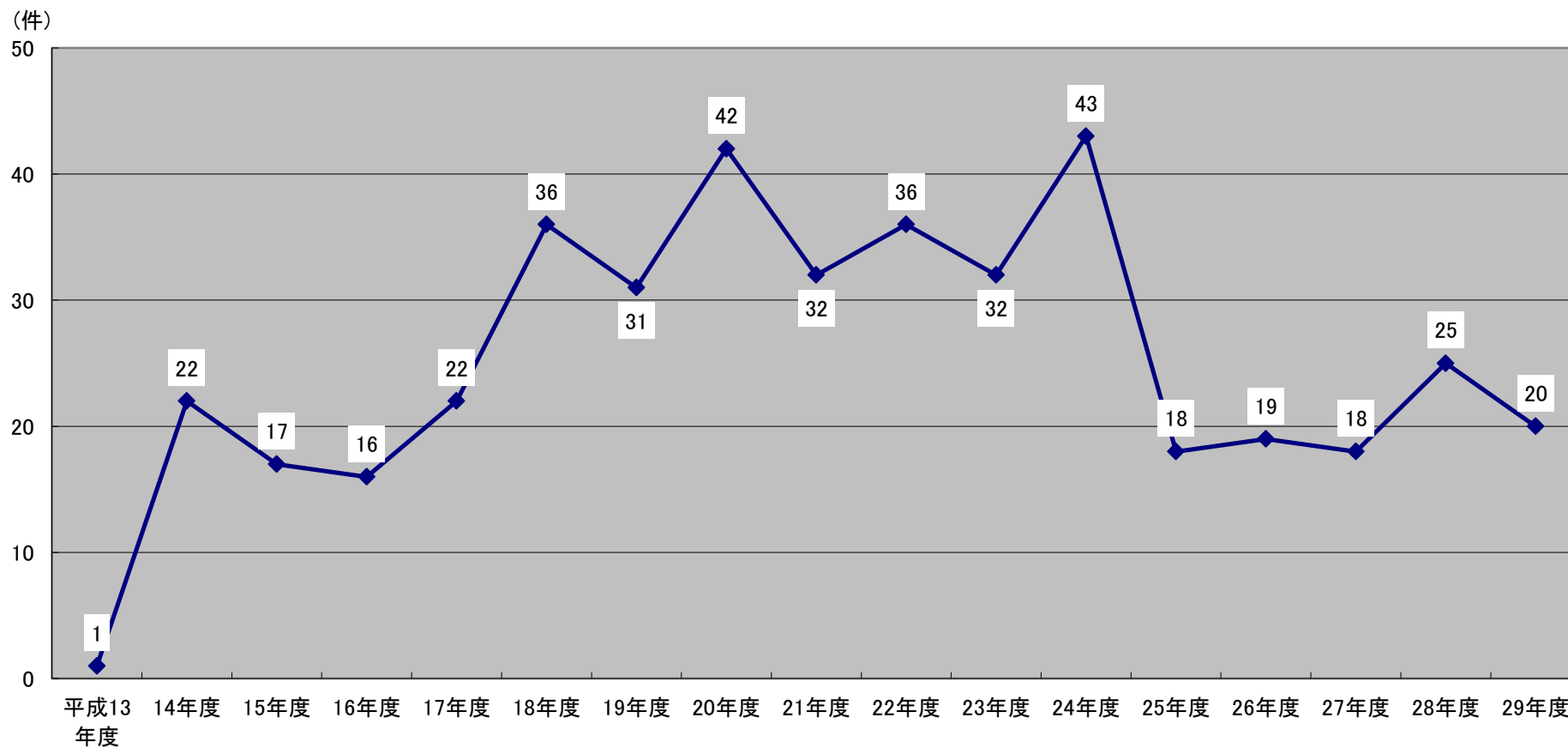
全国の裁判所におけるDVに関する保護命令事件を新たに受理した件数の総数は、平成26年度以降緩やかに減少を続けている。



資料:最高裁判所資料による。

裁判所におけるDVに関する保護命令事件の受理件数の推移(高知県)

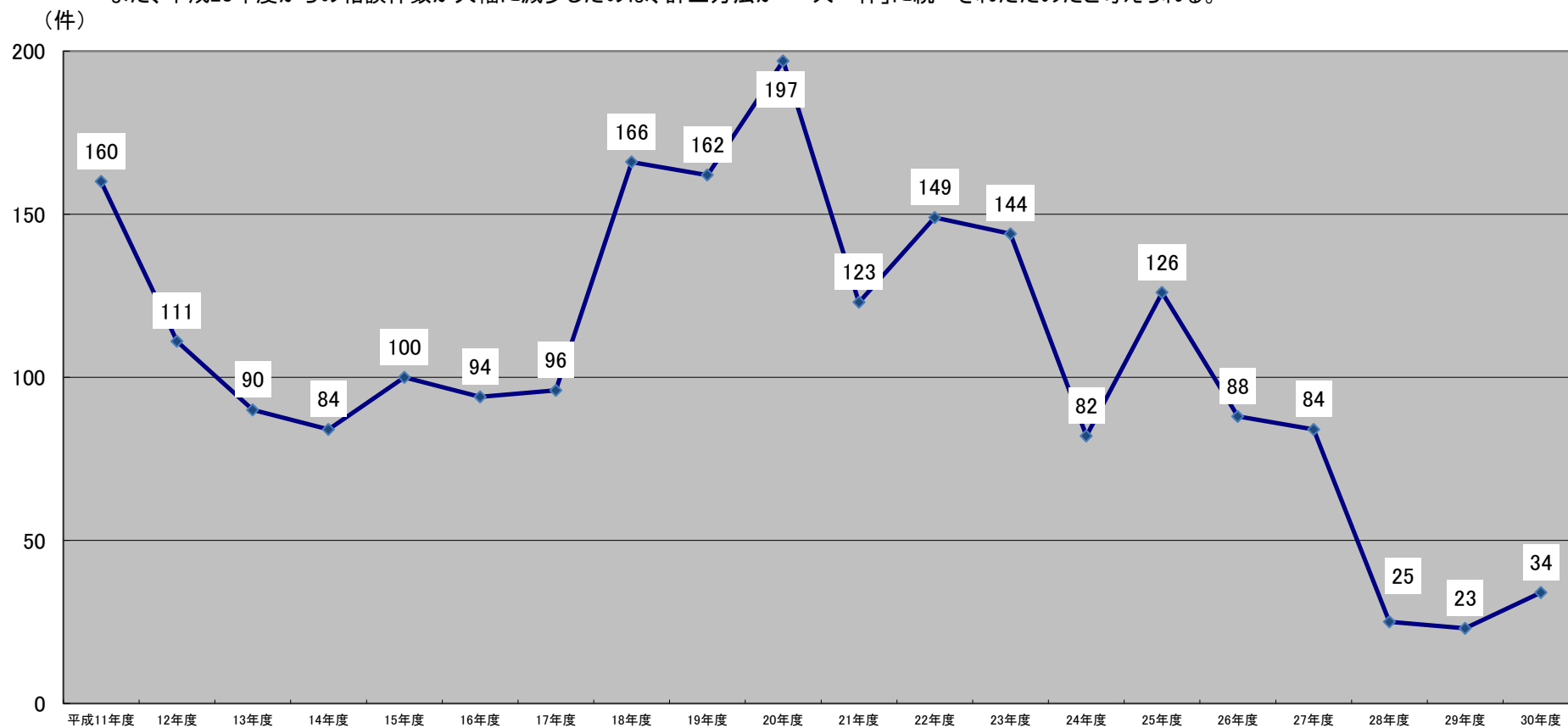
高知地方裁判所においてDVに関する保護命令事件を新たに受理した件数は、平成18年度以降増減を繰り返し、平成24年度は過去最多件数となったが、平成25年度急激に減少し、そのあたりの数値で推移している。



資料:最高裁判所資料による。

高知労働局雇用均等室におけるセクハラに関する相談件数の推移(高知県)

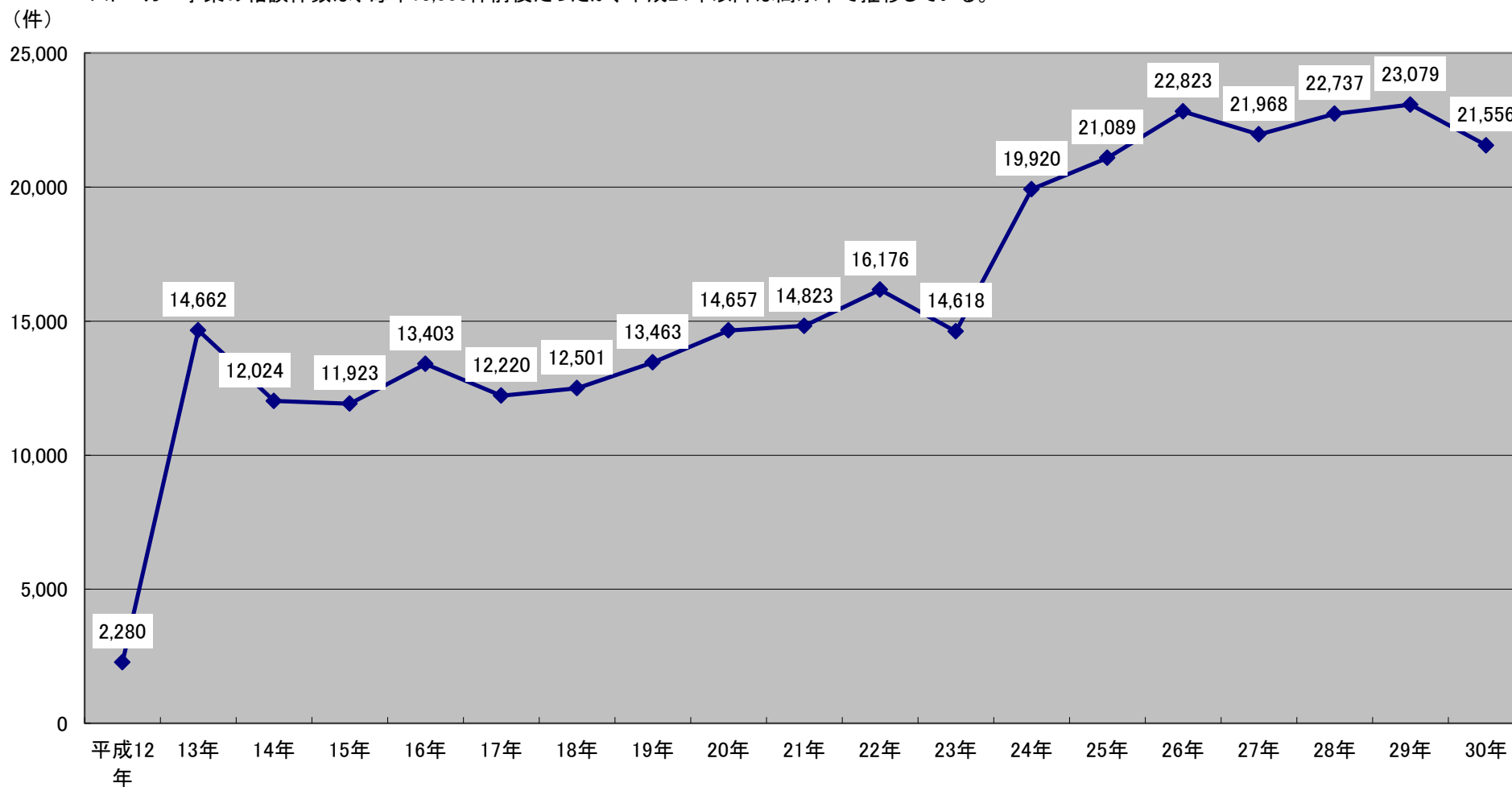
平成28年度以降の数値は、高知労働局雇用均等室から雇用環境・均等室に機構改革し、数値の取り方が変わったため比較ができなくなった。
また、平成28年度からの相談件数が大幅に減少したのは、計上方法が「一人一件」に統一されたためだと考えられる。



資料:高知労働局雇用均等室(平成28年度より雇用環境・均等室)資料による。

ストーカー事案の相談等状況の推移(全国)

ストーカー事案の相談件数は、毎年15,000件前後だったが、平成24年以降は高水準で推移している。

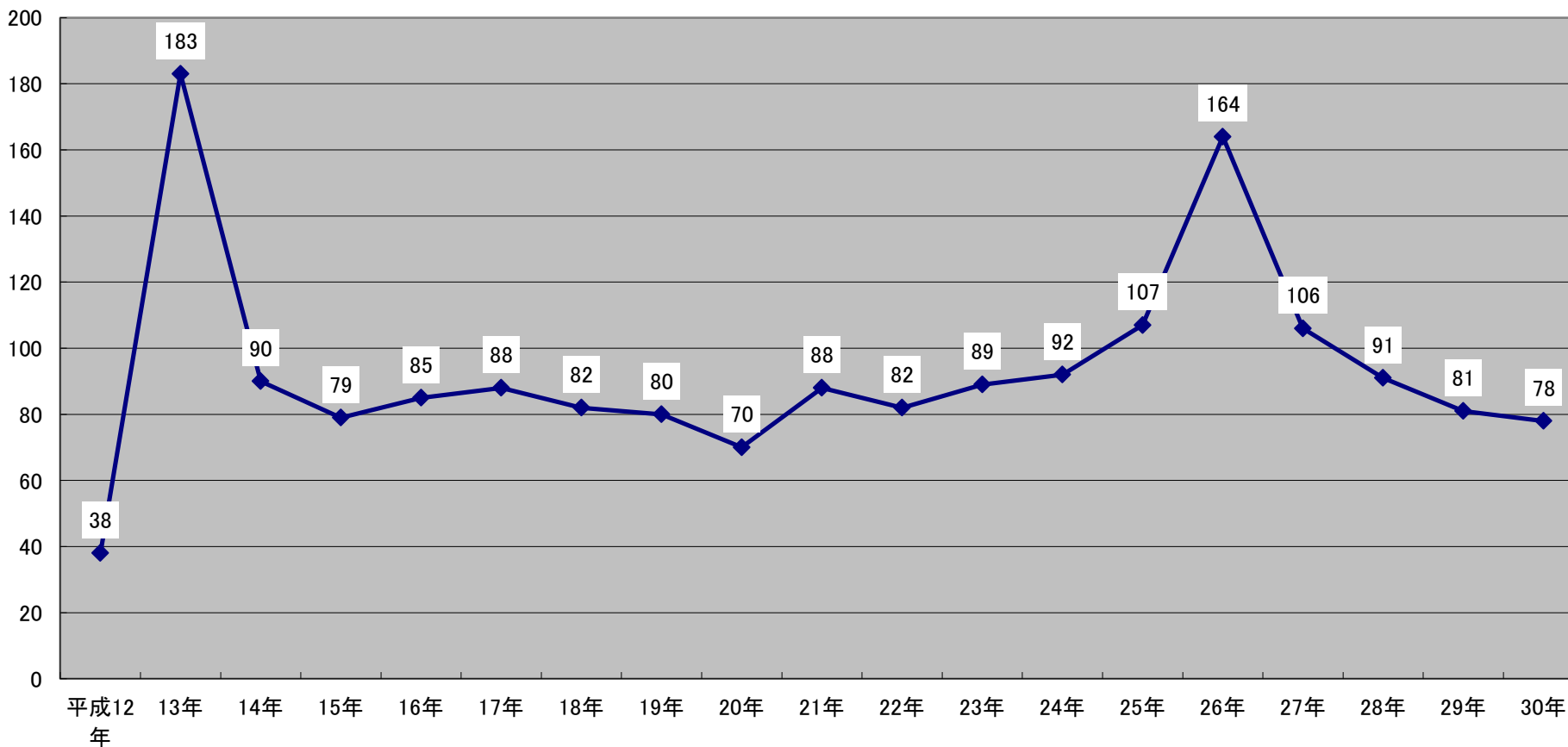


資料：警察庁資料による。執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数

ストーカー規制法違反事案の認知件数の推移(高知県)

(件)

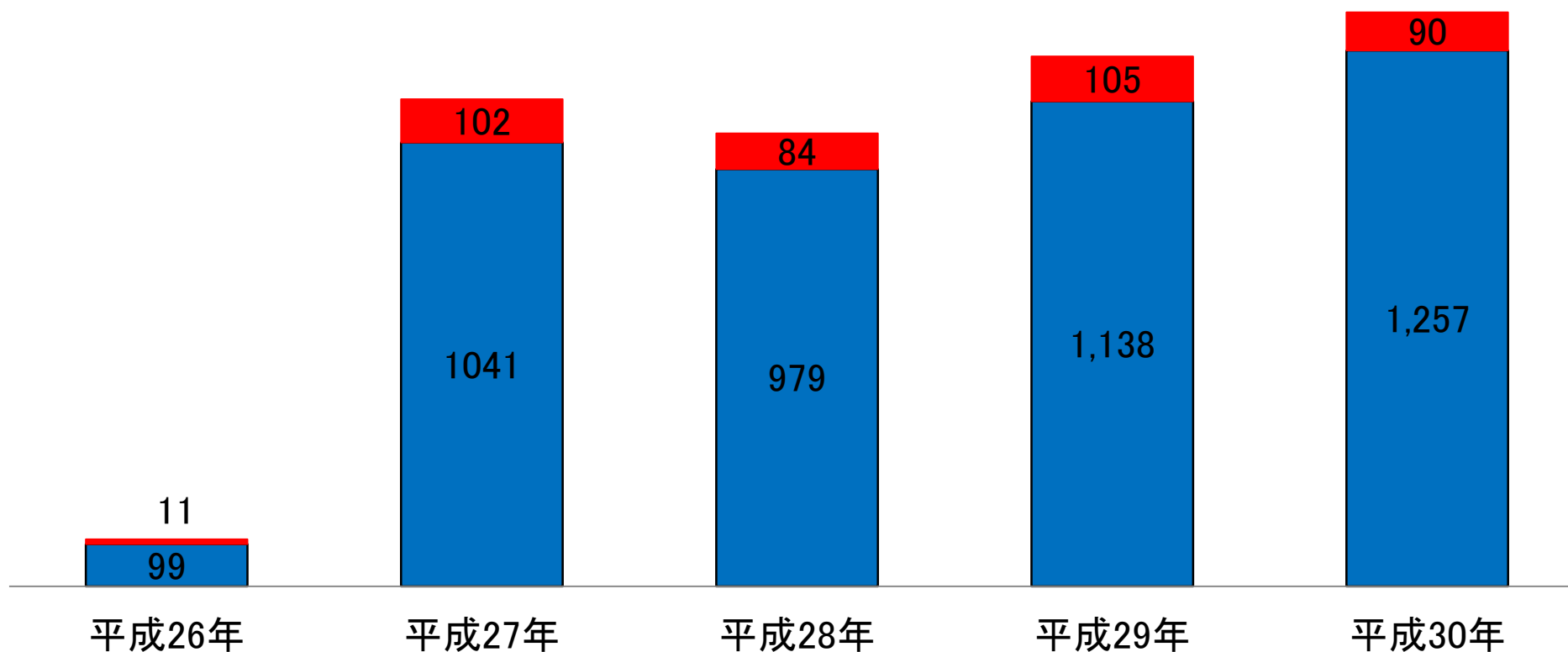
ストーカー規制法が施行された翌年の平成13年は183件にのぼった。その後は毎年70～90件前後で推移していたが、26年に急増したものの、27年からは減少に転じている。



資料: 高知県少年女性安全対策課(H26年までは警察生活安全企画課)資料による。
平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数

私事性的画像被害防止法に係る相談等の件数の推移(全国)

私事性的画像被害防止法に係る相談件数は平成28年に減少したものの増え続けている。また、その9割近くは女性からのものである。



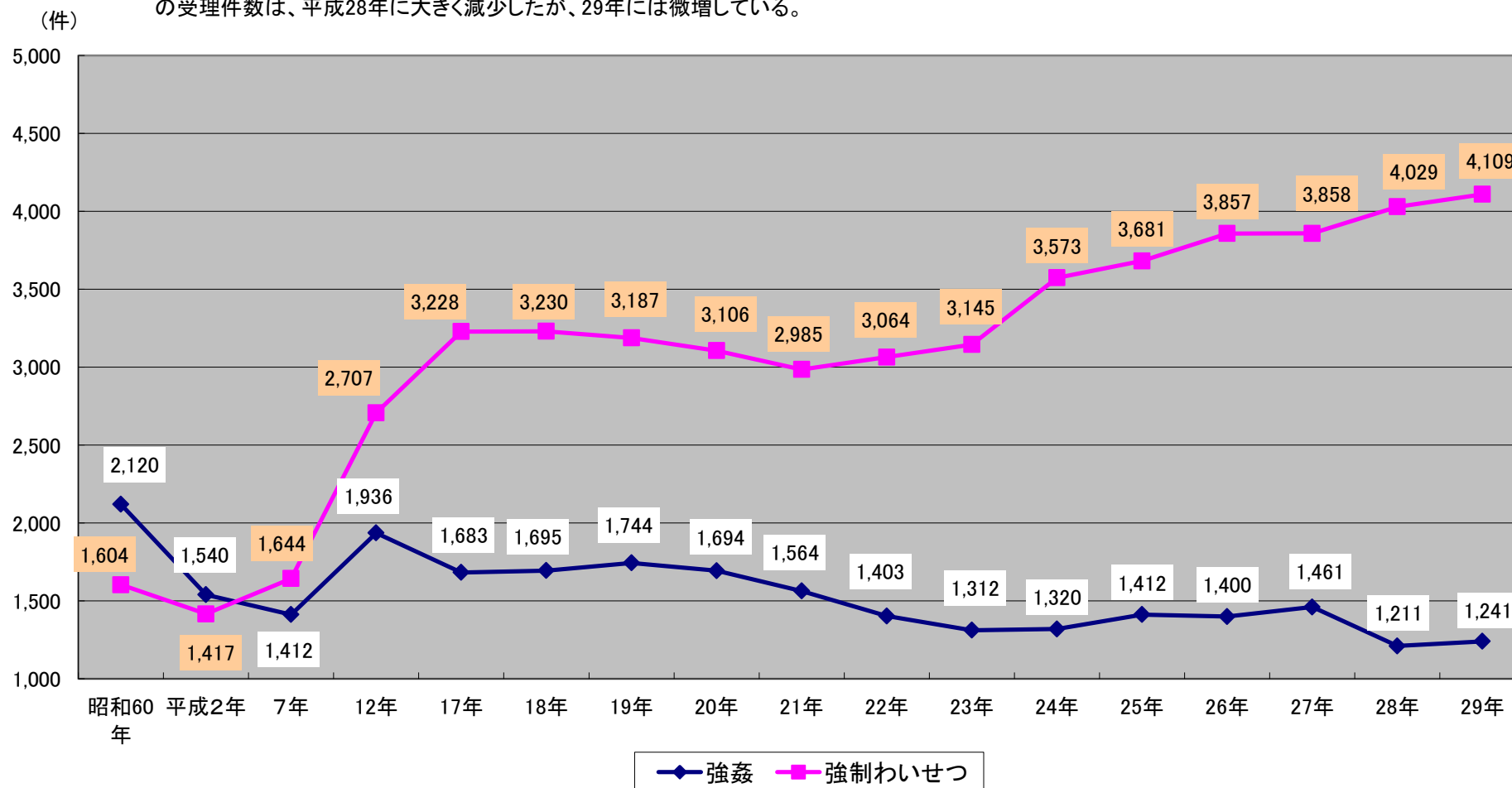
資料: 警察庁資料による。

注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日(11月27日)以降の件数。

■女性 ■男性

強姦・強制わいせつの受理件数(全国)

強制わいせつの受理件数は、平成17年以降3,000件前後で推移してきたが、24年以降増加傾向にあり、29年には過去最多件数となった。強姦の受理件数は、平成28年に大きく減少したが、29年には微増している。



資料：法務省「検察統計調査」による。